

相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(定員)

第3条 一般席の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第4条 一般席において、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超えるときは、抽選で受付を行う。

(会場に入場することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、垂れ幕、プラカード等気勢を示すおそれのある物を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機等を除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者。ただし、報道関係者席において、会議を傍聴しようとする者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(会議非公開時の傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が第6条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わなければ、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。